

基準 1 1 . 社会的責務

1 1 - 1 . 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

(1) 事実の説明

1 1 - 1 - 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

- ・本学は人間教育、人格教育を含めた教養教育を理念に掲げており、学生の社会性や公共心を涵養し、規範意識、遵法精神、倫理意識を育てることを目的としている。かかる教育を与えるべき教職員がこれらを欠いてはならないということは言うまでもない。このような本学教職員に求められるべき資質について、その意義と意味の理解に資するため、また、具体的な場面において錯誤をしないための指針として「人間環境大学コンプライアンス・ガイドライン」を定め、その推進に関しては「コンプライアンス委員会規程」が整備されている。この規程は、「コンプライアンス通報細則」とあわせて、教職員の法令順守を啓発し、推進するものとなっている。
- ・人権問題に関しては「人権問題委員会規程」を定め、中でもセクシュアル・ハラスメントに関しては、特に「セクシュアル・ハラスメント委員会規定」を定めて、発生を防止するための啓発活動を実施することや実際に問題が生じた場合の対応について定めている。
- ・本学のシステムの特徴は、各種の通報・相談窓口を事務的に設けるのではなく、委員会が複数の担当者を指名して、その連絡先を周知させ、電子メール、電話、文書、面会といった手段によって相談しやすい担当者に直接通報・相談するという点である。担当者がそのまま相談窓口となることによって、小規模校ゆえに心配されるプライバシーの保護に十全の配慮を行っている。また、担当者は、その職を退いた後も知りえた情報を漏らしてはならないと規定されている。
- ・研究活動に関しては、「人間環境大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」が定められていて、研究活動上の不正行為の防止に務めている。
- ・個人情報保護に関しては、「個人情報保護に関する規程」を作成し、個人情報保護法の施行にあわせて平成 17(2005)年 4 月から運用を始めている。

1 1 - 1 - 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

- ・諸規程に従って各種の委員会が組織され、啓発活動に取り組んでいる。
- ・コンプライアンス委員会においては、コンプライアンス・ガイドラインの説明を行うとともに、コンプライアンス通報の窓口や担当者を周知することに務めている。また、人権委員会及びセクシュアル・ハラスメント委員会にあっては、各規程に基づいて資料の収集、リーフレットの作成、相談窓口マニュアルの作成などに取り組んでいる。
- ・研究活動上の不正行為防止に関しては、規程を定めると同時に、日本学術会議の『声明 科学者の行動規範について』を基にした研修を実施して不正防止について注意を喚起した。

(2) 1 1 - 1 の自己評価

- ・コンプライアンスの推進や人権問題をはじめとして、組織倫理に関する事項はほぼすべ

て規程として明文化されており、各規程に基づいて業務を進める体制も整備されている。本学の理念の遂行のためにも組織倫理に反しないよう努めており、基準を満たしていると考えている。

(3) 11-1の改善・向上方策(将来計画)

- ・本学のような小規模大学にあっては、このような体制を十全に機能させようとする、特定の教職員に仕事が集中し、過重な負担を強いるような事態が生ずる可能性がある。こうした事態を避けつつ社会的責任を果たしていくための体制をいかにして作り上げていくかが今後の課題として残される。

11-2. 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

(1) 事実の説明

11-2- 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

- ・大学における危機管理に関しては、「危機管理規程」が定められており、大学において発生する諸般の事象にともなう危機に、迅速かつ的確に対処し、大学の社会的責任を果たせるように備えている。
- ・学長の下には常時危機管理員が置かれており、学生部長、大学事務局長、大学庶務課長、その他学長が指名するものがその任にあっている。危機管理員が通報を受けるか、危機事象が発生すると察知した場合には、学長と対処を協議し、学長が必要と判断したときには対策本部が設置される。対策本部長には学長をもって充て、本部長は、危機管理員の中から副本部長を指名して補佐の任にあたらせ、教職員の中から本部員を指名することになっている。対策本部は、危機への対処にあたって、教授会の審議その他大学の規則により必要とされる手続きを省略して、迅速に事に当たることができ、危機収束後に教授会の同意を得るものと定められている。
- ・東海大地震を想定した危機管理においては、「震災及び火災発生時における、教職員緊急行動マニュアル」を平成18(2006)年12月1日に定めて、その発生に備えている。マニュアルは必要に応じて改定されており、最新のものは、平成20(2008)年1月16日に定められたものである。マニュアルには、「危機管理編成表及び緊急時連絡網」が添付されており、必要に応じて改定されている。

(2) 11-2の自己評価

- ・危機事象に対して迅速に対処できるよう定めた危機管理規程が整備され、また最も重大な影響を及ぼすと考えられる東海大地震については行動マニュアルが整備されるなど、危機管理に関しては、十分な体制が整備されている。

(3) 11-2の改善・向上方策(将来計画)

- ・危機管理についての体制が、危機に際して十分に機能するか否かは、日常の活動いかんにかかっている。定期的に消防防火訓練を実施するなど、すべての教職員による危機管理意識の共有をはかりたい。
- ・震災発生時において、学内にいる学生の安否確認はもちろん必要であるし、それは可能

であるが、一方で、大学に出席していない学生の安否確認を求められることが想定される。そうした事態にどこまで大学が答えられるのか、また答えなければならないのか、今後の課題として議論が進められている。

11-3. 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

(1) 事実の説明

11-3 - 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

・本学の研究成果については、以下の紀要を毎年発行することによって、学内外に公表している。また、公正かつ適切に公表するために論集委員会を設置している。

『人間と環境』(人間環境専攻)

『こころとことば』(精神環境専攻)

『藝』(歴史・文化環境専攻)

これに加えて、『人間環境の創造』、『心とコミュニケーション』、『日本文化の21世紀』(いずれも勁草書房)よりなる『人間環境学シリーズ(全3巻)』を公刊しており、適宜改定を行っている。

・ほとんどすべての講義を一般市民に公開しており、部分的にはあるが講義録(たとえば、『歴史・文化環境専攻分野講義録』)を公表している。

・入試広報センターにあっては下記の方法によって学内外への広報活動を行っている。

・大学案内

・教員紹介

・ホームページへの情報掲載

・各種メディア(新聞社・放送局等)への情報提供

・上記の情報の選択に関しては、入試広報センターが責任を持ってチェックしている。

・学生の保護者を対象に「後援会」を組織して、会報『松韻』を発行し、大学における教育研究活動の報告及び学生の学内外での活動報告を行っている。これについては学生支援センターが責任を持ってチェックを行っている。

(2) 11-3の自己評価

・ホームページへの情報掲載や各種メディアへの情報提供については、大学が行うものと教員が一研究者として行うものに分けることができる。大学が行うホームページへの情報掲載や各種メディアへの情報提供は、入試広報センター及び学生支援センターがチェックを行っている。一方、教員が一研究者として行う発表に関しては、研究の自由という観点からも教員が自己責任において行うこととし、特別のチェックは行っていない。しかし、「不正防止等に関する規程」を定め、また、「コンプライアンス・ガイドライン」の中に「5 教職員の報告義務・説明責任」及び「6 教職員の社会的責任」についての項目を設け、具体的な場面において錯誤をしないための指針としている。

(3) 11-3の改善・向上方策(将来計画)

- ・大学が行うホームページへの情報掲載や各種メディアへの情報提供は、入試広報センターがチェックを行った後に掲載、提供するようになっている。一方、保護者への情報提供に関しては、学生支援センターがチェックを行うようになっている。もちろん両者のあいだには意思疎通があって相反する情報が公表されるとは思えないが、そうした可能性がまったくないとは言い切れない。両者の間で一層の意思疎通を図りつつ、情報公開の一元的管理に向けて努力したい。

〔基準 1 1 の自己評価〕

- ・大学の社会的責任を果たしていく上で必要とされる体制作りに関して、本学の理念の実現のためにも欠くことのできない組織倫理については、ほぼすべて規程化されており、各規程に基づいて業務を進める体制も整備されている。
- ・危機事象に対して迅速に対処できるよう定めた危機管理規程も整備されており、最も重大な影響を及ぼすと考えられる東海大地震については行動マニュアルが整備されるなど、危機管理に関しても、十分な体制が整備されている。
- ・教育研究成果の広報についてチェックする体制については多元的になっているが、その欠点は両者の緊密な意思疎通によって補われている。

〔基準 1 1 の改善・向上方策（将来計画）〕

- ・危機管理については、その体制や行動マニュアルが整備されているといっても、安心しているわけには行かない。どれほど注意を払っても、それで十全ということにはならないからである。すべての教職員による危機管理意識の共有は、安全で安心できるキャンパス実現の第一歩である。日常的な活動の中で学生とともに考え、安全な大学作りを実践するためにも、消防防火訓練などを実施したい。
- ・質の高い教育は高度な研究成果に基づくものであり、その積極的な学内外への公開は大学にとって必須といえる。それが適切になされるようにつねに注意を払うだけでなく、十分なチェック体制のあり方を検討したい。
- ・本学は、人間教育、人格教育を含めた教養教育を理念に掲げており、学生の社会性や公共心を涵養し、規範意識、遵法精神、倫理意識を育てることを目的としている。かかる教育を与えるべき教職員がこれらを欠いてはならないということは言うまでもないことであり、他者や社会に対して高い倫理意識を保持することにより、学生に対し率先垂範することが必要である。このことをつねに念頭において、日常の教育研究活動の中に組織倫理を浸透させ、実践していきたい。